

川越市をはじめ近隣9市町、関連業界などで出資する川越総合卸売市場(株)(以下「同社」)では、昨年12月5日に開催された同社の臨時株主総会において、資本金144億1,080万円を1億円に減少する「減資」の議案が全会一致で承認されました。市は、同社に99億1,705万円(全体の68.8%)を出資していることから、昨年9月17日開催の厚生常任委員協議会、また、同年12月2日開催の市議会議員協議会において、それぞれ同社の減資の意向を報告しました。

川越総合卸売市場(株)とは？

同社は、県南西部に生鮮食品の安定供給を図るなどの目的で、川越市を含む9市町と民間会社が共同出資し、平成3年9月に設立、同6年5月に開業した第三セクターです。資本金は設立時5億円(行政51%・業界49%)でしたが、開業時に用地費等として金融機関から借り入れた元利金の返済などのため、9市町が毎年出資し、同19年度末には資本金額は約144億円(行政98.3%・業界1.7%)となりました。市の出資金は全体の68.8%、約99億円となっています。市は設立当初から筆頭株主であったため、同20年6月まで代表取締役社長は川越市長が就任し、また市職員OBを派遣して経営の責任を担ってきました。同21年12月現在の同社職員は9人で、うち代表取締役社長と取締役副社長が市職員OBです。

株式会社の資本金とは？

会社が株式発行で得た金額を表す会計上の科目です。資本金額は、これを上回る会社資産が無ければ株主に配当できない基準としての「はたらき」を持つ金額です。また、出資金は会社の資本金に充当するものであり、貸付金のように会社が返還(返済)する義務を負うものではありません。

川越市の出資金はどうなったのか？

市は計上した予算に基づき、同社に対し平成4年度から同18年度まで毎年5億円から7億円を出資しています。この金額は他市町の出資金とともに資本金に組み入れられ、借入金の元利金返済などに充てられています。

「減資」の経緯

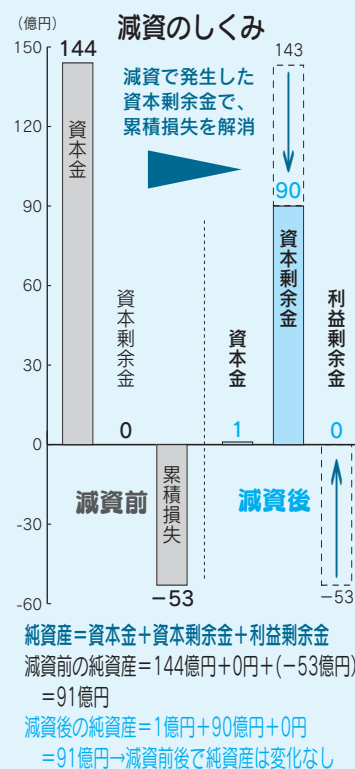
同社は、平成19年度に約1,300万円・同20年度に約1,700万円の純利益を計上しています。しかし、厳しい流通環境や借入金の支払い利息などで、同20年度末現在、約53億3,902万円の累積損失を計上しています。このようななか、同19年末に同社から「今後の経営改善のために、資本金の額を144億1,080万円から1億円にする減資を行いたい」という提案がありました。この提案は、同20年6月の定時株主総会で継続審議となり、同年11月に予定した臨時株主総会も市の事情で取りやめとなりました。同21年に、市は公認会計士や流通の専門家などで組織する外部専門家検討部会を設置。減資を含めた同社の経営改善施策について検討を行い、「資本金の額を1億円以下にすることが財務面では有益である」との中間提言が示され、市では、同社の減資を承認することにしました。

「減資」とは？

減資とは、資本金の額を減少させる手法で、会社財産が減少する「有償減資」と、減少しない「無償減資」があります。今回は「無償減資」であり、同社の財産は「減資」を行う前後で全く変わりません。また、1株あたりの純資産額も変わりません。この効果としては、資本金1億円を超える法人が対象となる外形標準課税・約2,900万円の節税が図られます。同時に、右上のグラフのとおり、減資で生じる差額約143億円が資本剰余金に振り替わり、これで約53億3,902万円の累積損失の解消を行います。これはすべて会社の会計上の処理であり、会社の財産等の実体には無関係です。

今後の経営改善について

市議会からは、減資に関連して「今後の経営改善に強い態度で臨むように」とする決議が出されています。市としては、2月に予定されている外部専門家検討部会の最終提言を踏まえ、他の出資市町なども調整し、「経営改善計画」の策定・実行を同社に求めています。全国から新鮮な青果・水産物が集まる、川越市場。小売店や飲食店を営んでいる皆さんは、ぜひ川越市場の積極的な活用をお願いします。また、毎月第2・第4土曜日の午前中は、一般の方も利用できる「お客様感謝市」を開催しています。川越市場では、多くの市民の皆さんの来場をお待ちしています。



食品衛生監視指導計画 に対する意見募集

市では、食品の安全・安心を確保するため、食品衛生法に基づき「平成22年度川越市食品衛生監視指導計画(案)」を策定しました。市内外を問わず、同計画案に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：1月25日(月)～2月25日(木)

閲覧場所：保健所・保健医療推進課(本庁舎二階)・政策企画課(本庁舎四階)・出張所・連絡所・公民館・図書館

意見の提出方法：意見・住所・氏名・電話番号を明記し、

〒350-1104 小ヶ谷817-1 川越市保健所食品・環境衛生課(ファクス可)

*市ホームページからも閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見に対する市の考え方・案を修正した場合の内容を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。また、個人情報公表しません。

問い合わせ
食品・環境衛生課

TEL 227-5103
FAX 224-2261

大気汚染防止法処分基準 に対する意見募集

大気汚染防止法および埼玉県生活環境保全条例(大気関係)に係る「不利益処分に係る処分基準」の改正案に関して、市民の皆さんから意見を募集します。「不利益処分に係る処分基準」とは、規制対象施設設置者に改善命令を出す場合などの基準です。

閲覧・募集期間：1月25日(月)～2月26日(金)

対象：市内在住・在勤・在学 または利害関係のある方

閲覧場所：環境保全課(本庁舎五階)・出張所・連絡所

意見の提出方法：閲覧場所へ配布する提出用紙に必要事項を明記し、〒350-

8601川越市役所環境保全課(ファクス可)

*市ホームページからも閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見に対する市

の考え方・案を修正した場合の内容を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。また、個人情報公表しません。

問い合わせ：環境保全課

TEL 224-5894
FAX 225-9800

総合計画審議会の 委員を公募

市では、平成23年度を初年度とする第三次川越市総合計画後期基本計画の策定を予定しています。市民の皆さんの意見を反映するため、同審議会の委員を公募します。

対象：他の付属機関の委員でない市内在住の成人で、平日昼間に十回程度開催される会議に出席できる方

期間：11月末日まで

定員：四人以内(選考)
申し込み：政策企画課(本庁舎四階)で配布する応募書類に必要事項を明記し、「将来の川越市のまちづくりについて」(八百字程度を添えて、2月15日(月)消印有効)までに〒350-

8601川越市役所政策

企画課

*市ホームページからダウンロードすることもできます。

問い合わせ：政策企画課

TEL 224-5503

違反広告物除去ポラン ティア団体募集

良好な景観を維持するため、条例に違反したはり紙などの広告物を日常的に地元の皆さんで除去する、市民ボランティア団体を募集します。既に市内において、地域景観の向上に大きな成果があがっています。

対象(原則として、次のすべてを満たす団体)

①違反広告物簡易除却推進員になる予定の方が二人以上(安全のため、活動は二人以上で行ってください)
②月々金曜日で、午前8時30分～午後5時の間に活動が可能(活動回数などは自由)

③除却した物件を各自で一時的に保管する場所が、適正に確保されている
④除却した物件を、各自で市指定の場所に搬入できる

⑤活動区域が市内

*違反広告物の除却は、講習を受講し、違反広告物簡易除却推進員に任命されることが必要です。講習日程は、応募団体の代表者と調整します。

応募方法

都市景観課(本庁舎五階)・出張所・公民館で配布する書類に必要事項を明記し、2月19日(金)までに都市景観課に出してください。

問い合わせ：都市景観課

TEL 224-5961

耐震改修した既存住宅 の所得税控除について

昭和56年5月31日以前に建築された既存住宅が、平成21年中に耐震改修工事を行った場合、所得税額の特別控除を受けることができます。所得税額の特別控除を受ける際に必要な証明書は、建築指導課で交付します。

所得税額の特別控除を受けるとは、確定申告が必要ですが、確定申告について詳しくは、川越税務署(TEL 235-9411)にお尋ねください。
問い合わせ：建築指導課
TEL 224-5974